

専門部会の設置について

専門部会委員の指名

専門部会長の指名

要綱第 5 条第 6 項の適用について

(参考)

大阪市空家等対策協議会運営要綱(案)抜粋

(専門部会)

第 5 条 協議会に、特定空家等及びその他の事項に関する協議を行うため、専門部会を置く。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、専門部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 協議会は、次条第 3 項の規定により専門部会の議事が決されたときは、当該決議をもって協議会の決議とすることができる。

(専門部会の運営)

第 6 条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会は、当該部会に属する委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。